

広島地方最低賃金審議会
第3回 広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会
議事要旨

開催日時	令和7年10月23日（木）13時57分～15時49分		
開始場所	広島合同庁舎3号館1階15会議室		
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席 2 人 出席 3 人 出席 2 人	定数 3 人 定数 3 人 定数 3 人
主要議題	1 広島県電気機械器具製造業最低賃金の改正決定について 2 その他		
議 事 要 旨			
1 広島県電気機械器具製造業最低賃金の改正決定について 事務局から、前回の専門部会の審議経過と現時点での他府県の結審状況及び県内他産業の結審状況について説明を行った。 その後、部会長は前回専門部会での労働者代表委員の提示額67円と使用者代表委員の提示額45円を踏まえ、再び双方に金額提示を求めた。 使用者代表委員は、前回まで出席できなかった業界選出委員からの現状説明を入れることを求め、部会長はこれを了承した。 当該使用者代表委員からは「国内の電子デバイス事業の縮小に伴い、日本企業が海外で製造した製品を含めて海外からの輸入が増加し、国内生産量はかなり減少している。価格競争が厳しいため、賃金を上げる以前に（この分野の）仕事が減少している状況を考慮していただきたい。60人規模の会社では、40円の賃金引上げでも、年間で500万円の支出増となる。このまま最低賃金の大幅引上げが続けば、雇用の縮小や廃業も視野に入れざるを得ないこととなり、雇用の維持が困難となる。労使の（主張の）差が埋まらないのはある意味当然で、労側は平均値を念頭におき、我々は中小企業を念頭においているからではないか。」との意見表明がなされた。 労働者代表委員は「電機業界全体が縮小しているという認識はなく、その根拠もないと思われる。個々の企業の状況はあると思うが、（専門部会は）三者の代表が集まってイニシアティブを発揮する場であり、業界全体の業況で判断していただきたい。また、社会的責任をもって対応願いたい。電気機械器具の近隣他県の結審状況をみると、軒並み昨年水準を超えており、Cランク、そしてBランクの一部地域では7%を超える引上げもあることが読み取れ、賃上げの効果は波及しており、このまま持続的な賃上げの気運を高めた。」との意見表明がなされた。 労使双方とも前回の提示金額に変更がなかったことから、その後、公益代表委員が労使			

各代表委員と二者協議を重ねた結果、現行の特定最低賃金額 1,045 円を 65 円引き上げて 1,110 円とする公益案が提示され、採決の結果、公益代表委員および労働者代表委員全員賛成、使用者代表委員全員反対で、公益案どおり結審した。

10 月 29 日に開催予定の第 567 回本審で部会長報告を行うことが了承された。

2 その他

今後の審議会の開催予定

第 567 回広島地方最低賃金審議会

日 時 10 月 29 日（水）10 時～

会 場 合同庁舎 3 号館 1 階 15 号会議室